

函館市監査公表第17号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子

函 福 管  
令和4年 9月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・	その他（行政監査）	
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項，指摘事項，意見			
ア 受払いの管理について （ア）払出し時の確認について 郵便切手等の払出し時の確認について、郵便切手等の払出し時の受払簿への記録や確認に係る事務において、当該使用者が一人で受払簿への記録や確認を行っている状況が見受けられた。 当該事務に当たっては、事務的ミスや紛失，盗難・不正使用等を未然に防ぎ，その発生を最小限に抑えるためにも，当該使用者とは別の職員が確認を行う事務処理に改められたい。			
措置内容，対応・考え方			
郵便切手等の払出し時の確認につきまして，管理課，介護保険課，高齢福祉課，障がい保健福祉課，生活衛生課では郵便切手等の使用者が払出しと受払簿への記録を行っている状況にありましたが，使用者もしくは担当者が記録を行い，記録者とは別の職員が払出しや確認を行うなどの事務処理に改めたところです。			

函 福 管  
令和4年 9月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・	その他（行政監査）	
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項，指摘事項，意見			
ア 受払いの管理について （エ）内部点検について 受払簿上の残数と現物の残数を確認する内部点検について実施していなかった。 内部点検は，事務的ミスや紛失，盗難・不正使用等を未然に防ぎ，その発生を最小限に抑え，また紛失や盗難等が発生した場合にその時期を特定することが出来ることから，定期的を実施するとともに，担当者とは別の点検者が行うよう改められたい。			
措置内容，対応・考え方			
受払いの管理につきまして，湯川福祉課では内部点検を実施していなかったため，受払簿上の残数と現物の残数の照合を週1回および月末に，当該金券等の担当者以外の職員が行うよう事務処理を改めたところです。			

函 福 管  
令和4年 9月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <b>その他（行政監査）</b>		
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項，指摘事項， <b>意見</b>			
イ 郵便切手の使用について （イ）後納郵便等の利用について 郵便切手の使用について，文書取扱規則第27条には，郵便切手を使用しない後納郵便等による発送の原則が規定されているが，文書取扱規則の認識不足，郵便切手の貼付による発送が常態化していることなどにより，後納郵便等を利用していない状況が見受けられた。 郵便切手の使用については，資金前渡の現金による購入や郵便切手を安全に保管しなければならないリスク，受払簿への記録，郵便切手の封筒への貼付などに要する業務量等を比較し，後納郵便等の積極的な活用に改められたい。			
措置内容，対応・考え方			
後納郵便等の利用につきまして，地域保健課，生活衛生課および衛生試験所で郵便切手の貼付による発送が常態化し後納郵便等を利用していない状況でしたが，わずかな量の文書および臨時的な業務の発生により早急な郵送が必要となった文書は，保健所などから本庁へ持ち込む職員の業務負担軽減のため総務課長の許可を得たうえで切手貼付による郵送をするよう業務を改め，それ以外は業務の効率や金券等の頻繁な使用によるリスクを考慮し，後納郵便等の活用を積極的に行うよう努めます。			

函 福 管  
令和4年 9月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・		その他（行政監査）
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
監査事項，指摘事項， <b>意見</b>			
イ 郵便切手の使用について （エ）郵便切手の調達について 郵便切手の調達について，基本的に調達した分は，調達した年度内に使用されるべきであるが，年度末（3月中）に調達が集中し，予算執行上好ましくない状況が見受けられた。 調達に当たっては，年度中の必要枚数や使用期限を的確に把握のうえ，計画的に調達し，繰越し分の縮減に努めるとともに，適切な予算額の計上および予算執行に努められたい。			
措置内容，対応・考え方			
郵便切手の調達につきまして，介護保険課，湯川福祉課，生活衛生課および保健予防課では郵便切手の調達が年度末に集中し，予算執行上好ましくない状況であったことから，年度内に必要な枚数を把握し計画的な調達と繰越しの縮減に努めるとともに，臨時的な業務により想定以上の使用が必要となり，年度末までに不足する恐れがある場合にのみ必要枚数分を調達するよう努めます。			